



## 株式会社（タイ国企業）設立要件

\* 商務省事業開発局本局（全国）、あるいは管轄の各県支局で申請します、または 商務省事業開発局のウェブサイト (<http://www.dbd.go.th>)からも申請可能です（2017年）

### ■ 設立登記要項

#### 1. 基本定款事項の設定

- 社名（商号）の予約と決定（第1案, 第2案, 第3案）〈外国語も可〉 商務省ウェブサイト使用
  - \* 発起人1名のパスポート・タイ居住地、社名予約有効期間は30日
- 登記住所の選定
  - \* 登記住所により、バンコク都あるいは他県の官庁で設立申請
- 資本金額の決定（登録資本金、払込資本金）
  - \* 払込資本は登録資本の25%以上を要する
- 株式額面の決定
  - \* 一株100THB、1,000THB等区切りのよい額面
- 会社営業目的の設定
- 発起人の姓名及び住所
  - \* 合計3名以上で、団体名での発起人は不可（外国人も可）

#### 2. 株主の姓名及び住所、持株数の割り当て

- \* 合計3名以上で、タイ側が51%以上の株を持つこと（外国側が51%以上の場合は"外国企業"）
- \* タイ側の株主数は1名以上で、外国側の株主数より少なくてもよい
- \* 全発起人は、1株以上持つこと

#### 3. 役員、サイン権者（代表権者）の選定

- \* サイン権者は役員の中から選定（外国人も可）

#### 4. 監査役の選定

- \* 設立当初は弊社で指名

#### 5. 会社印の登録

#### 6. その他特に指定したい事項（決算日、役員の権限範囲、設立経費清算、優先株式等）

### ■ 登記に際しての必要書類

#### 1. 発起人 / 株主 / 役員 各人の

タイ人の場合：IDカード写し、住所登録書（タビアンバーン）写し

日本人の場合：旅券写しと日本（タイ国）住所

#### 2. 会社登記住所の地図、住所登録書（タビアンバーン）写し

#### 3. 登録資本金が500万THBを超える会社の登記の場合は、銀行からの資本金払い込み証明書（2015年1月31日）

#### 4. 役所所定の申請書は全て弊社で準備

### ■ 登記に要する時間

1日間

### ■ 備考

2018年には株主1名で設立が可能になる模様です。